

# 足立区 特定事業所集中減算に係るQ&A

令和6年1月17日現在

## ① 制度全般に関することについて

Q1 4月の紹介率最高法人の割合が80%を超え、かつ、正当な理由にも該当しません。この場合いつから減算になりますか。また、返還をしなければなりませんか。

A1 80%を超えているかどうかは、4月だけで判断するのではなく、半年間の判定期間を通じて判断します。また、判定期間と減算の適用期間は異なり、以下のようになります。

- ① 前期…判定期間 3月分から8月分→減算適用期間 10月分から3月分
- ② 後期…判定期間 9月分から2月分→減算適用期間 4月分から9月分

### 【例】

X年度前期(X-1年3月からX年8月まで)で80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、X年10月分の請求から減算することになります。したがって、遡って返還等するものではありません。

※本来減算だったにもかかわらず減算せずに請求し、事後に減算だったことが判明した場合は、遡って返還する場合があります。

Q2 例えば、訪問介護の紹介率最高法人の割合が80%を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、減算となるのは訪問介護を位置付けられている利用者の居宅介護支援費だけでしょうか。

A2 特定事業所集中減算は、一つのサービスでも80%の割合を超え、かつ、正当な理由に該当しない場合は、全ての利用者の居宅介護支援費について、減算して請求することになります。したがって、この例の場合は、訪問介護を利用していない方の居宅介護支援費であっても、減算することになります。

Q3 紹介率最高法人の割合が80%を超え、かつ、正当な理由に該当しないのですが、その紹介率最高法人は自社法人ではないので、減算対象にはならないでしょうか。

A3 正当な理由なく紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合、自社法人か否かに関わらず、減算対象になります。

Q4 紹介率最高法人の割合が80%を超えていませんが、「届出書」を作成しなければなりませんか。

A4 直前の判定期間から減算状態に変更がなく、紹介率最高法人の割合も80%を超えていなければ「届出書」の提出は不要ですが、「届出書」は全ての居宅介護支援事業所が作成して、5年間保存しなければなりません。

裏面あり

# 足立区 特定事業所集中減算に係るQ&A

令和6年1月17日現在

## ② 提出方法等について

- Q5 「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書」の郵送方法はどのようにしたらよいですか。
- A5 普通郵便でかまいませんが、届いたかどうかご心配であれば配達記録や書留などの方法でもかまいません。なお、届出書様式のコピーと返信用封筒(要切手貼付)を同封していただければ、コピーに収受印を押して返送いたします。ただし、あくまで届出書を収受したことを確認するための対応となりますので、届出書の結果通知ではないことをご了承ください。
- Q6 3月(9月)15日までに提出が間に合わない場合はどうしたらよいですか。
- A6 間に合うようにご提出ください。遅れてしまった場合は早急に提出してください。
- Q7 休止・廃止予定ですが、「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書(以下、「届出書」)の提出義務はありますか。
- A7 作成し保存することは必要です。80%を超えていれば「届出書」を提出してください。その際、正当な理由の欄に「〇月(〇月)末 休止・廃止」と記載してください。
- Q8 紹介率最高法人の割合が80%を超えていますが、判定期間の月平均の居宅サービス計画数が20件以下である等の正当な理由に該当している(と思われる)。それでも「届出書」を提出しなければなりませんか。
- A8 80%を超えていれば、正当な理由に該当している場合であっても「届出書」の提出が必要です。正当な理由に該当する場合、届け出様式の所定欄に正当な理由の番号を記載して提出してください(正当な理由に該当するかどうかは、足立区が判断します)。
- Q9 特定事業所集中減算に該当することになりましたが、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(以下、加算届)」も提出する必要がありますか。
- A9 「加算届」は、減算の適用の有無が変わる場合に提出が必要となります。
- ① 「なし」から「あり」になる場合  
※特定事業所加算を算定している事業所は、加算の要件を満たさなくなり加算の算定が外れますので、「加算届」の提出が必要となります。
- ② 「あり」から「なし」になる場合  
※「加算届」が提出されなければ、減算「あり」のままになり、引き続き減算して請求することになりますので、ご注意ください。
- Q10 Q11の「加算届」はいつまでに提出すればよいですか。
- A10 「加算届」は、「届出書」と併せて担当まで提出してください。判定期間が前期であれば9月15日まで、後期であれば3月15日までが提出期限です(15日が閉庁日の場合は直前の開庁日が締め切り)。

裏面あり

# 足立区 特定事業所集中減算に係るQ&A

令和6年1月17日現在

## ③ 計算方法等について

Q11 「居宅サービス計画の総数」や「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」とありますが、これは新たに作成したものをカウントするのでしょうか。

A11 基本的には、その月に給付管理（報酬請求）したプランの件数をカウントします。新規作成だけでなく、その月に利用している方全てについてカウントします。

※報酬を請求していない、自費利用の場合はカウントしません。

Q12 区分変更を申請中などにより、要介護認定のおりていない利用者の報酬請求は月遅れで行われることとなりますが、この場合の件数のカウント方法はいつになりますか。

A12 サービスを提供した月でカウントします。例えば、4月サービス分を月遅れで6月に5月サービス分と一緒に請求したケースは、5月ではなく4月の件数にカウントします。

Q13 介護予防は件数に含まれますか。

A13 含まれません。

Q14 基準該当の事業所分は件数に含まれますか。

A14 含まれません。

Q15 例えば、A法人のB事業所とC事業所の訪問介護を利用している場合、BとCそれぞれの事業所ごとに割合を計算しますか。

A15 紹介率最高法人の割合によって判断するものです。例の場合は、B事業所とC事業所の利用者の数を合わせた、A法人の利用者の割合で計算します。

Q16 例えば、同一の利用者がA法人とB法人の訪問介護のどちらとも利用している場合、どのようにカウントしますか。

A16 「訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数」（=分母）は1件とカウントします。A法人とB法人に位置付けた居宅サービス計画数（=分子）には、それぞれ1件ずつカウントします。

### 【例】

訪問介護の利用者 100 人のうち、A法人のみ利用が 80 人、B法人のみ利用が 15 人、A・B両方利用しているのが 5 人の場合、

A法人  $(80+5) \div 100 = 0.85 = 85\%$

B法人  $(15+5) \div 100 = 0.20 = 20\%$  になります。

裏面あり

## 足立区 特定事業所集中減算に係るQ&A

令和6年1月17日現在

- Q17 事業所1、事業所2とありますが、上位2つの事業所を計算するというのでしょうか。
- A17 計算は上位2つだけでなく、全てカウントします。同一法人で、3つ以上の事業所を利用している場合、「届出書」に上位2つまで記入し、3つ目以降は「居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書 別紙」を使用してください。
- Q18 平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わりましたが、継続して通所介護を利用している者も多いことから、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて分けて計算する必要があるのでしょうか。
- A18 特定事業所集中減算に係る届出書のうち、通所介護等については、平成30年4月以降においてもそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えありません。
- ※平成30年度介護報酬改定に関するQ&A Vol.1（平成30年3月23日）  
問135参照

### ④ 届出書の記入方法について

- Q19 同率の紹介率最高法人がある場合、どのように記載すればよいのでしょうか。
- A19 「届出書」にはどちらか1法人を記載し、別紙（任意様式）に他の法人を記載してください。
- Q22 紹介率が80%以下のサービスは記入しなくてもよいのでしょうか。
- A22 紹介率が80%以下の場合でも、全て記入する必要があります。
- Q23 正当な理由が複数当てはまる場合は、どのように記入したらよいのでしょうか。
- A23 いずれか1つの番号を記入いただければ問題ありませんが、審査の結果、記入した番号に当てはまらない場合がありますので、複数の番号を記入することを推奨しています。

### ⑤ 正当な理由について

- Q24 「日常生活圏域」とは何ですか。
- A24 「日常生活圏域」とは、介護保険法の規定に基づき、区市町村が介護保険事業計画において定める区域のことです。詳細については足立区公式ホームページ「特定事業所集中減算について」のページに掲載していますので、参照してください。

裏面あり

## 足立区 特定事業所集中減算に係るQ&A

令和6年1月17日現在

- Q25 「サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で5事業所未満」とありますが、実際に何か所あるのかわかりません。どこから情報を入手すればよいのでしょうか。
- A25 事業所数等の情報については、東京都からの情報提供および足立区に提出された内容に基づき「特定事業所集中減算について」のページに掲載していますので、参照してください。
- Q26 利用者から理由書をもらい、地域ケア会議等で意見や助言を受けているものは、正当な理由に該当しないのでしょうか。
- A26 足立区では、地域ケア会議等で意見や助言を受けている場合であっても、正当な理由に該当しません。
- Q27 東京都福祉サービス第三者評価についての問い合わせ先を知りたいです。
- A27 第三者評価に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。  
東京都福祉サービス第三者評価推進機構 電話 03-3344-8515  
(公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 評価支援室)  
※とうきょう福祉ナビゲーション (<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>)  
もご参照ください。